

外国公務員贈賄防止に関する研究会
第2回 議事要旨

日時：令和2年2月21日（金） 10:00～12:00

場所：経済産業省別館944共用会議室

<出席者>

佐伯座長、佐々木委員、澤口委員、下中委員、高委員、長澤委員、名取委員、春田委員、古本委員、和田委員、オブザーバー

<議題>

1. 外国公務員贈賄防止指針の改訂について
2. 外国公務員贈賄罪の制裁等について

<議事概要>

【スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関して】

○指針に米国FCPAのリソースガイドなど、外国の参考情報が記載されていると理解の助けとなるが、誤解が生じないように記載を整理すべき。

【監査及び子会社の防止体制に関する親会社の支援の在り方に関して】

○近年の状況を踏まえると、企業がM&Aを行う際における事前及び事後のデュー・デリジェンスの重要性が向上しているため、デュー・デリジェンスに関して記載を検討すべき。

【財産的制裁について】

○外国公務員贈賄罪の罰金額の上限額の引き上げの必要性に関し、日本におけるレピュテーションリスクの大きさや国内の他法令との関係等を踏まえて検討すべき。

【時効の延長について】

○公訴時効期間の延長のみを目的として法定刑（懲役刑）の引き上げを検討すべきでない。

以上